

# 会 員 規 約

## 第一章 総 則

### 第 1 条(本会員規約の適用)

株式会社アパレルウェブ(以下「当社」という)は、当社によって運営されるアパレルウェブ・イノベーション・ラボ(略称 AIL)(以下「本会」という)のサービスを、この会員規約(以下「本会員規約」という)に基づき本会の会員(以下「会員」という)に提供します。

### 第 2 条(特約との関係)

本会のサービス(以下「本サービス」という)の種類及びその内容について、本会員規約以外に別途の利用規約もしくは別段の規定がある場合又は本会と会員が個別に文書で合意した場合は、それらが本会員規約の各条項に優先して適用されるものとします。

### 第 3 条(本会員規約の変更)

1. 本会は、会員の承諾を得ることなく、本会員規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の本会員規約において規定するところによります。
2. 本会員規約を変更するときは、本会は、その内容を文書で会員に通知するほか、本会ホームページ上で会員にその内容を周知します。会員は、当該通知が行われた日に変更後の本会員規約に合意したものとみなされ、変更後の本会員規約に拘束されることに合意します。

### 第 4 条(運営事務局)

本会の運営に関して連絡と事務手続き等の業務を行う事務局を株式会社アパレルウェブ内に設定し、責任者を置きます。

## 第二章 会 員

### 第 5 条(会員)

会員とは、本会所定の入会申込をし、本会がその入会を承諾した法人及び個人をいいます。

### 第 6 条(会員の種類とサービス)

1. 会員の種類は、正会員及び準会員の2種類とし、その種類ごとに本サービスを受けることができます。

#### 1)正会員

- ① アパレルウェブ・イノベーション・フェスティバル(略称 AIF)への参加。1会員2名まで。年間4回開催予定。
- ② アパレルウェブ・イノベーション・レポート(略称 AIR)を年間15回発行予定。1回当たり1会員に2冊を進呈

#### 2)準会員

- ① アパレルウェブ・イノベーション・レポート(略称 AIR)を年間15回発行予定。1回当たり1会員に1冊を進呈。

2. 本会は、会員への事前の通知なく、本サービスの内容・名称の変更を行うことができるものとします。但し、本サービスの終了・会費の額の変更等(以下「変更等」という)を行う場合には、オンラインまたは本会が別途定める方法で、事前に会員へ公表するものとします。

なお、本会は変更等によって会員または他社が被った損害について、本会員規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

### 第 7 条(会費等の納入)

1. 会員は、本会が定める会費等(以下あわせて「会費等」という)は、毎月ご利用の金融機関より口座引き落としされます。但し入会のタイミングによっては、初回はお振込頂く可能性があります。

- 1)会費 正会員月額5万円(消費税別)、準会員月額3万円 (消費税別)
2. 本会は、前項の会費等を会員に事前に通知のうえ、変更することがあります。

#### **第8条(会費等の不返還)**

会員がすでに納入した会費等については、本会員規約に定めのある場合を除き、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

#### **第9条(変更の届出)**

会員は、その名称、住所、連絡先等申告事項に変更が生じた場合、遅滞なく、本会对し、変更を届け出なければならないものとします。届け出が適正になされなかったことによる、送付物の遅延や連絡不能による会員の不利益について、本会は一切の責任を負わないものとします。

#### **第10条(譲渡等の禁止)**

会員は、本規約に基づく地位及び権利義務の全部又は一部を、本会の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡又は承継させることはできないものとします。

### **第三章 入会**

#### **第11条(入会申込)**

1. 本会に入会を希望するものは、本会所定の入会申込書に必要事項を記入・捺印のうえ本会に提出し、入会を申込みものとします。
2. 本会は、当社が定める基準に基づいて入会審査を行います。入会を承諾されなかった場合の理由は一切開示しません。
3. 毎月1日～15日までに入会申込書が本会に到着した場合の入会月は当月、16日～末日までに到着した場合の入会月は翌月となります。

### **第四章 退会等**

#### **第12条(退会)**

会員は、入会月から1年間は退会できないものとします。但し、入会月から起算して1年間経過後は退会を希望する月の前々月末日までに本会所定の手続きで申し出ることにより、退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けることができません。また、未払の会費等がある場合には、会員は、退会後も本会に対する未払分の支払を免れないものとします。

#### **第13条(本サービスの停止)**

会員が会費等の支払を遅滞した場合、本会は、会員に事前に通知することなく、本サービスを停止することができるものとします。

#### **第14条(会員資格の停止)**

本会は、会員が次の各号の一に該当すると認められた場合、会員たる資格を喪失させることができるものとします。

- 1)本会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があったと本会が認めた場合。
- 2)支払停止となり、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立があった場合。
- 3)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立、または租税滞納処分もしくは営業停止処分を受けた場合。
- 4)本会員規約その他の定め違反した場合。
- 5)会員が会費等の支払いを支払い期日から2か月以上遅滞した場合。

6)その他、本会が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合。

### 第 15 条(反社会的勢力の排除)

本会は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合、会員に事前に通知することなく会員たる資格を停止し、退会させることができるものとします。

1)会員が次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- G. その他 A~F に準ずる者

2)会員が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本会の信用を毀損し、もしくは本会の業務を妨害する行為
- E. その他 A~D に準ずる行為

## 第五章 責任

### 第 16 条(会員の責任)

1. 本会が会員に対して本サービスを提供するにあたり、会員は提供される情報の正確性、真実性、有用性その他本サービスの利用に関する一切の事項を会員の判断と責任において行うものとします。
2. 本会が、第三者に対して、会員が本サービスを利用して提供した情報の内容に起因する損害を賠償した場合には、会員は、本会が被った損害の全額を賠償するものとします。
3. 会員は本会事務局がアンケートを実施した場合、回答に協力するものとします。

### 第 17 条(本会の責任・免責)

本会は、会員が本サービスの利用(本サービスを利用できなかったことを含む)により被った損害について、その原因の如何を問わず一切の責任を負担しないものとします。ただし、その損害が、本会の故意又は重過失に起因する場合には、本会が当該会員から受領した会費等を上限として、現実に発生した通常の直接損害に限ってその賠償を行うものとします。

## 第六章 その他

### 第 18 条(広告およびメールマガジンの配信)

会員は、本サービスに広告などが掲載されること、および広告が掲載されたメールマガジンが配信されることに同意します。メールマガジンを含む本サービスに掲載されている広告などの提供者と会員との取引は、両者の責任において行うものとします。また、当社は、本サービスまたはメールマガジンも掲載されている広告などによって行われる取引による損害、および広告が掲載されたこと自体による損害については一切責任を負いません。

### 第 19 条(統計情報の利用)

当社および本会は、本サービスを提供するにあたり知り得た情報について、特定の個人を特定することができないように匿名化した上で、統計情報等として自由にこれを利用(第三者への提供を含むが、これに限られない。)できるものとしします。

#### **第 20 条(知的財産権)**

本サービスの提供に関して発生する著作権等の知的財産権及びその他一切の権利は、すべて本会に留保されるものとしします。会員は、本会著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案および翻訳などの著作権、商標権などを侵害する行為を行ってはならないものとしします。

#### **第 21 条(個人情報の取扱いについて)**

本会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取得や利用、管理については、当社の「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」および「個人情報の取扱いについて」を適用し、適切に取り扱うものとしします。

#### **第 22 条(有効期間)**

本会員規約に基づく会員契約期間は、本会が入会申込を承諾した日の属する月から1年後の月末日までとし、期間満了日の1か月前までに会員又は本会から相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合には、更に1年間自動で継続されるものとし、以後も同様としします。

#### **第 23 条(準拠法)**

本会員規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本会員規約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

附則 本会員規約は、2017年9月1日より適用しします。

附則 本会員規約の改定は、2018年10月1日より適用しします。

以上